

平成 26 年 12 月 18 日開催

石狩市教育委員会会議（12 月定例会）資料

<議 案>

- ・平成26年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について（別冊 当日配布）
- ・平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果の掲載に係る同意について・・・・・・・・・・ P 1 ～ P 20

<報告事項>

- ・平成26年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」について（開催案）・ P21

石 狩 市 教 育 委 員 会



各市町村教育委員会委員長 様

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への
市町村別結果の掲載について（照会）

国が定めた「平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」（別添 1、以下「実施要領」という。）では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされました。

道教委では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会の同意を前提として、2 月を目途に公表を予定している平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」（以下、「北海道版結果報告書」という。）に、別添 2 により作成した市町村の結果を掲載し公表することとしました。

つきましては、貴市町村の結果を次により北海道版結果報告書に掲載することについて照会いたしますので、回答願います。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えており、北海道版結果報告書に掲載する考えはないことを申し添えます。

記

1 回答様式

別添「平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について」

2 提出先

貴管内の教育局（教育支援課）

3 提出期限

平成 27 年 1 月 8 日（木）

4 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添 2 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに小学校、中学校別にまとめて掲載

5 参考

別添 1 平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

別添 2 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

学校教育局健康・体育課
学校保健・体育グループ
TEL 011-204-5752

平成 年 月 日

平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果の掲載について（回答）

平成 26 年 12 月 1 日付け教健体第 832 号で照会のありました平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に当市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に別添 2 により作成した当市町村の結果資料を掲載することについて

同意する

同意しない

（いずれかに○を付してください。）

北海道教育委員会教育長 様

（ ）教育委員会 印

（御回答ください。）

- 1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。

（□にレ印を入れてください。）

☐ 教育委員会に諮り決定した。

☐ 教育長が決定した。

☐ その他（ ）

- 2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等がありますか。

（ ）

- 3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由をお教えてください。（下欄に記入願います。）

ありがとうございました。

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

1. 調査の目的

- (1) 子供の体力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力の状況を把握・分析することにより、子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公私立学校が各児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

2. 調査の名称

「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(以下「本調査」という。)

3. 調査の対象とする児童生徒

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

- (1) 小学校調査
小学校第5学年、特別支援学校小学部第5学年
- (2) 中学校調査
中学校第2学年、中等教育学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年
ただし、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

4. 調査事項

- (1) 児童生徒に対する調査
 - ア 実技に関する調査(以下、「実技調査」という。測定方法等は新体力テストと同様)
 - (ア) 小学校調査では、以下の種目を実施する。
〔8種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m、立ち幅とび、ソフトボール投げ
 - (イ) 中学校調査では、以下の種目を実施する。
〔8種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ
(※持久走か 20mシャトルランのどちらかを選択)
 - イ 質問紙調査
運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査(以下「児童生徒質問紙調査」という。)を実施する。
- (2) 学校に対する質問紙調査
子供の体力向上に係る取組等に関する質問紙調査(以下「学校質問紙調査」という。)を実施する。
- (3) 教育委員会に対する質問紙調査
子供の体力向上に係る施策等に関する質問紙調査(以下「教育委員会質問紙調査」という。)を実施する。

5. 調査実施日等

- (1) 児童生徒に対する調査
 - ア 実技調査実施期間

平成 26 年 4 月から 7 月末までの期間に実施する。

イ 児童生徒質問紙調査実施期間

調査票到着から 7 月末までの期間に実施する。

(2) 学校質問紙調査実施期間

調査票到着から 7 月末までの期間に実施する。

(3) 教育委員会質問紙調査実施期間

調査票到着から 7 月末までの期間に実施する。

(4) 調査実施に関するスケジュール

別紙 1 のとおりとする。

6. 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおりとする。(公立学校、私立学校、国立学校における調査の実施系統図は、それぞれ、別紙 2、別紙 3、別紙 4)

- (1) 本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等(以下「参加主体」という。)の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して必要な指導・助言・連絡等を行うなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して必要な指示・指導・助言等を行うなどにより調査にあたる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行うなどにより調査にあたる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言に基づき調査にあたる。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の集計

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて、以下の事項を集計する。

ア 実技調査の結果

- (ア) 各種目等の平均値、標準偏差等
- (イ) 各種目等に関する分布の状況等

イ 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果

- (ア) 各項目の回答状況
- (イ) 児童生徒質問紙調査の各項目の回答状況と実技調査の各種目等の平均値等との相関関係の分析
- (ウ) 学校質問紙調査の各項目の回答状況と実技調査の各種目等の平均値等との相関関係の分析
- (エ) 教育委員会質問紙調査の各項目の回答状況と実技調査の各種目等の平均値等の相関関係の分析
- (オ) 児童生徒質問紙調査の各項目の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の各項目の回答状況との相関関係の分析

ウ その他、本調査の目的の達成に資する分析結果

(2) 調査結果の公表

文部科学省は、本調査の目的を踏まえ、以下の事項等について、(1)に掲げる調査結果を公表する。

- ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況
- イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況

- ウ 地域の規模等に応じたまとまり(大都市(政令指定都市及び東京23区)、中核市、その他の市及び町村並びにへき地)における公立学校全体の状況
- エ 教育委員会が実施している体力向上の取組等
- オ その他、本調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、本調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して以下の事項等の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び域内の各市町村が設置する各学校の状況に関する調査結果

(イ) 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果

(ウ) 学校に対しては、当該学校全体の状況、各児童生徒に関する調査結果

(エ) その他、本調査の目的の達成に資する調査結果

イ 学校は、各児童生徒に対して、調査結果を提供する。

(4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、本調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、子供の体力の向上に向けた取組の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、子供の体力向上施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、児童生徒一人一人への調査結果の提供をとおして、各児童生徒の体力向上や生活習慣等の改善を支援するとともに、子供の体力の向上に向けた取組や体育・健康に関する指導の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力の向上に向けた取組及び施策の改善に向けた取組を進めること。

エ 文部科学省においては、児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子供の体力向上施策に向けた取組及び施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力の向上に向けた取組及び施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

(5) 調査結果等の取扱いについての配慮事項

調査結果については、本調査の目的を達成するため、子供の体力に係る取組及び施策の改善、各児童生徒の体力向上に向けた取組や運動習慣、生活習慣、食習慣等の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力等の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会は、本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的

な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況について、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であること。また、例えば、教育事務所単位の状況を公表するなど個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法で、(エ)に基づき公表することは、それぞれの判断において可能であること。
 - ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
 - (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
 - ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
 - (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑤までにより行うこと。
 - ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
 - ② (ア)①又は(イ)②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、又は(ア)②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした調査結果の公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に、自校の結果を公表するよう指示する場合で、公表する内容等について学校に指示するときは、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
 - ③ 調査の目的や、調査結果は体力等の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ④ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑤ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
 - (オ) 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。
- (6) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
- ア 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開

されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれ並びに学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- イ 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7.(5)ア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問い合わせや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における実施体制等

本調査を実施するとともに、調査結果を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

- ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 各学校においては、校長を調査責任者とするほか、担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 各教育委員会、学校等においては、本調査の実施に当たって、調査の目的及び内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- エ 各教育委員会、学校等において、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。
- カ 各教育委員会、学校等においては、調査結果等の分析やこれを利用して子供の体力向上施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

- (2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、児童生徒の氏名を取得しない方法による調査の実施等、個人情報の保護に留意すること。
- イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

- (3) 教育課程上の位置付け

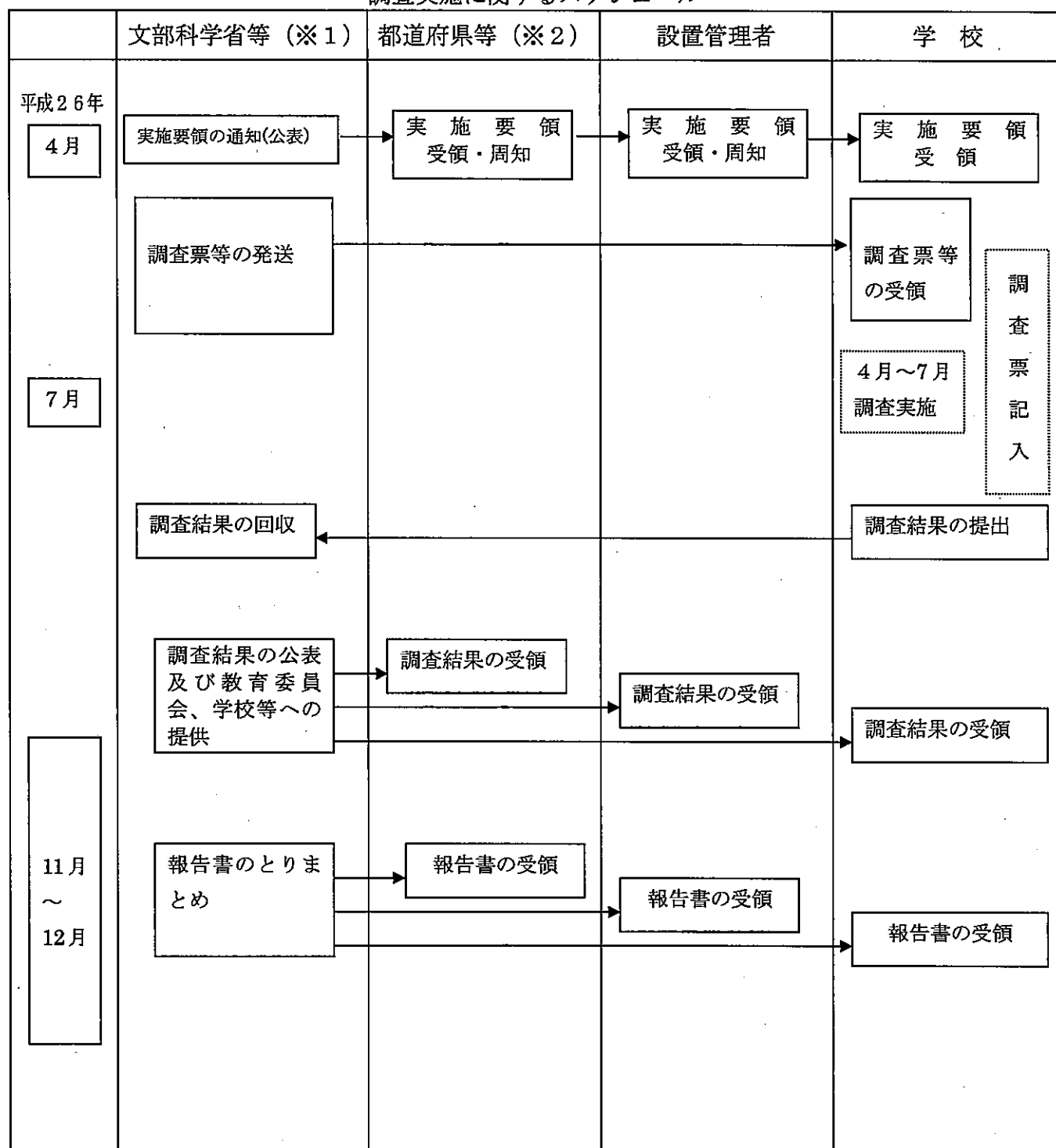
実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、

特別活動での取り扱いのほか、体育、保健体育の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ア 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常(発熱、倦怠感)を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。
- イ 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー(独立法人日本スポーツ振興センター)」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ウ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- エ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

調査実施に関するスケジュール

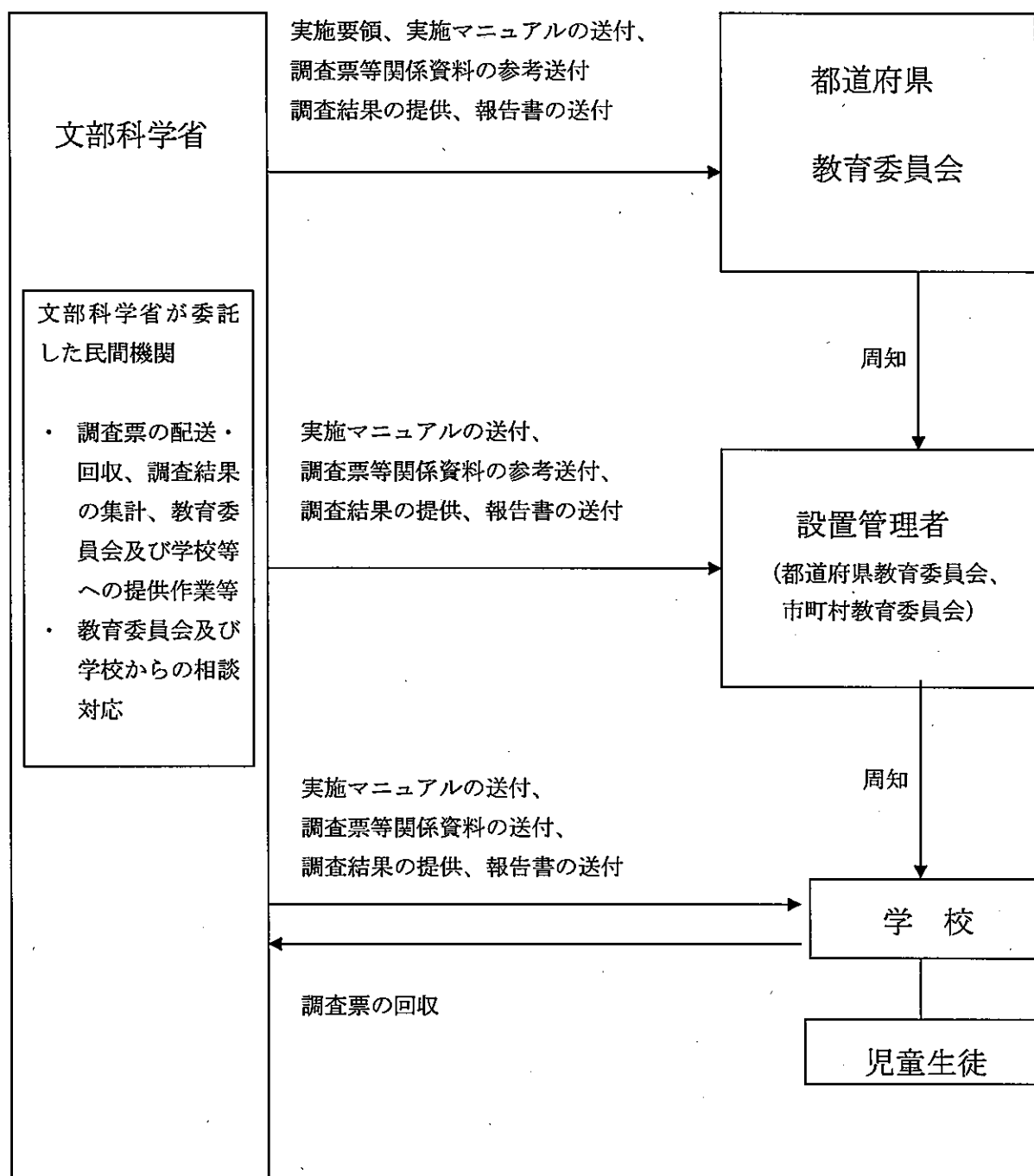


※ 1 文部科学省等には、文部科学省が委託した民間機関を含む

※ 2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

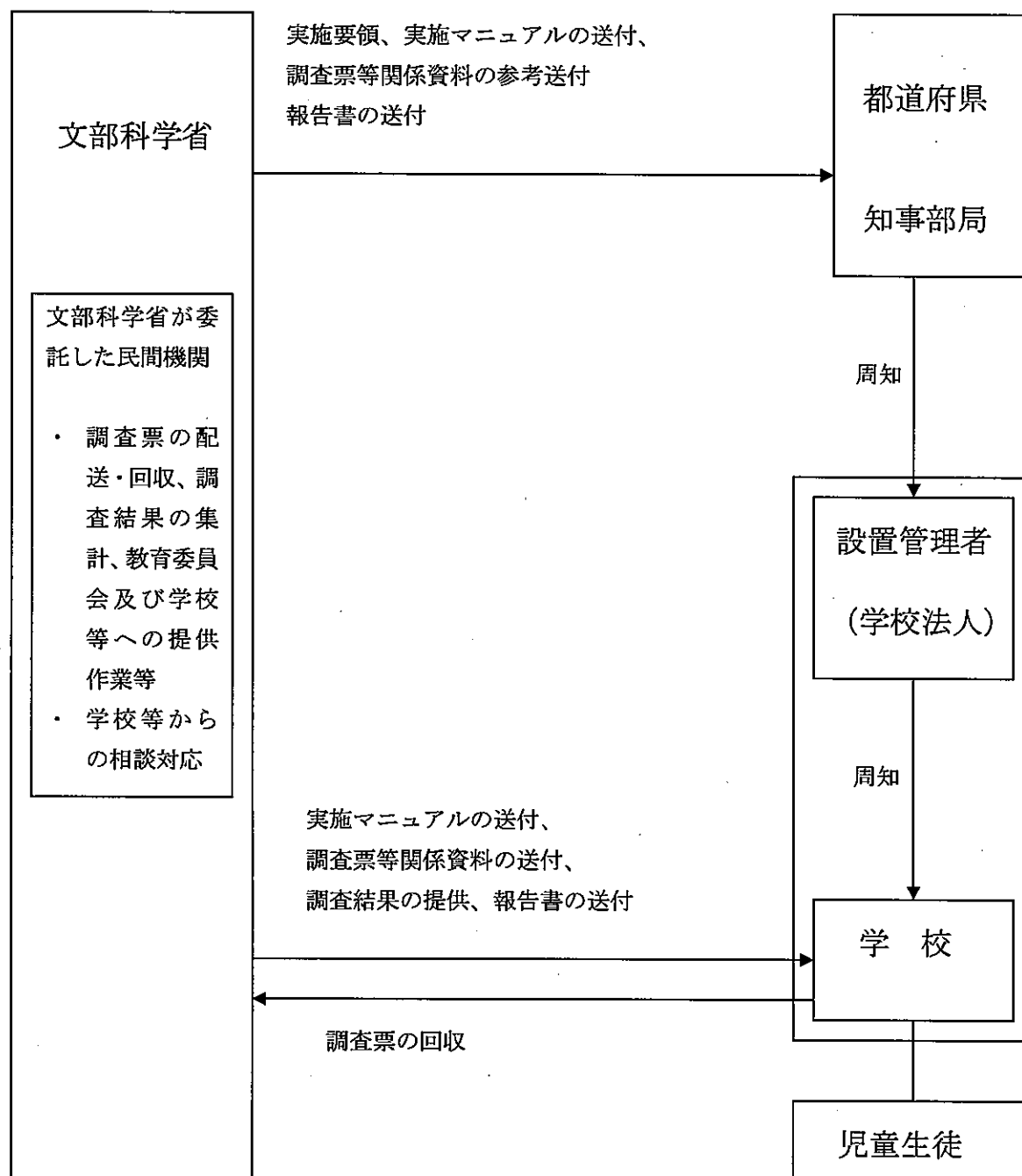
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



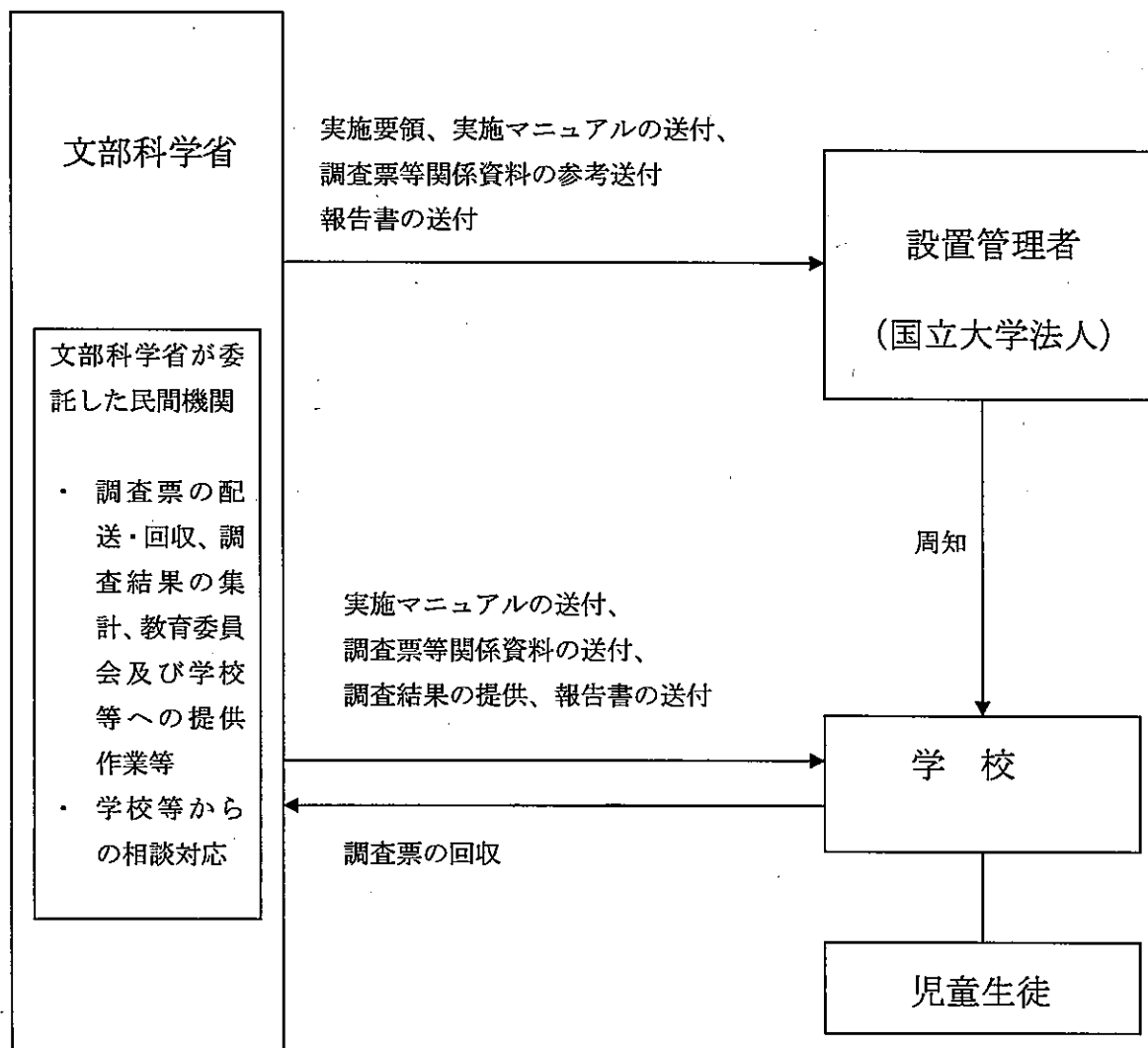
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立大学法人学校】

国立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



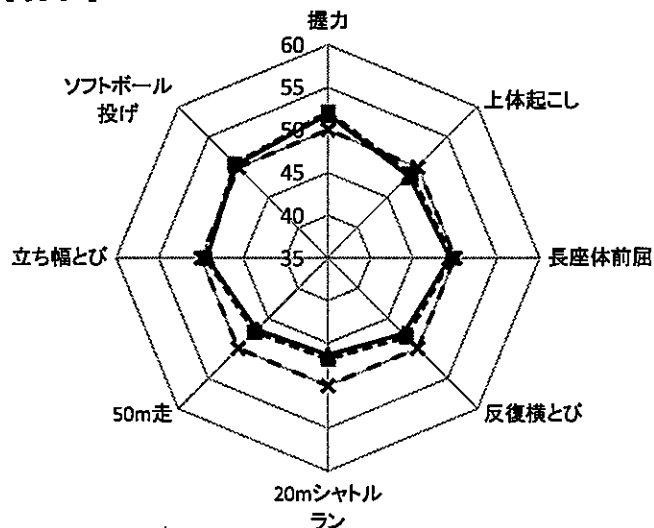
道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

■ ●●市(町村)内小学校の状況及び体力向上策(学校数:●校、児童数:●名)

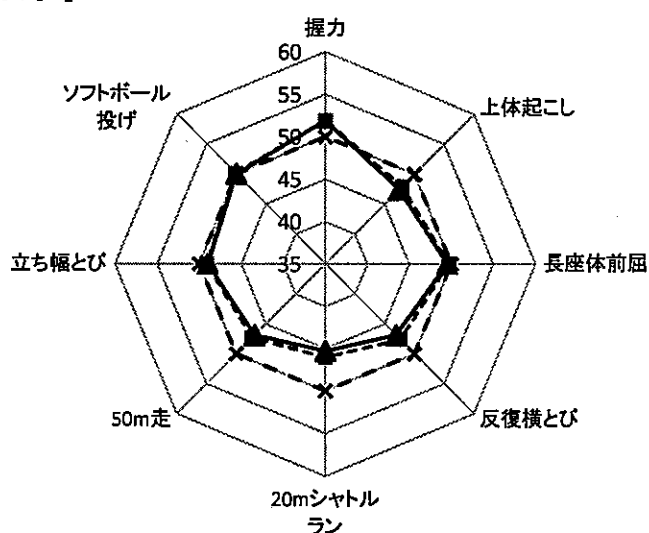
【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕



〔女子〕



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、レーダーチャートに加え、次ページに示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例」を参考とし、
 ・成果が表れているデータ
 ・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。
 (基本フォーマットに加えて掲載するデータ例)を作成)

【分析】

実技	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	※実技及び質問紙調査の関連から考えられる分析 (記載できる場合のみ)
児童質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組(特に市町村内に1校の場合)	

【●●市(町村)の体力向上策】

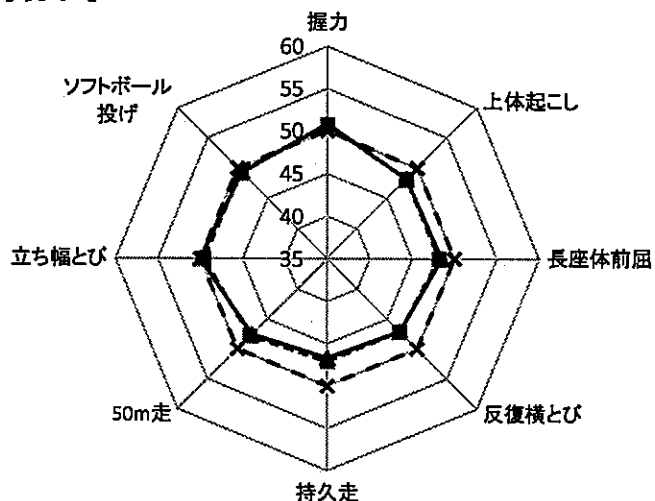
道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

■ ●●市(町村)内中学校の状況及び体力向上策(学校数:●校、生徒数:●名)

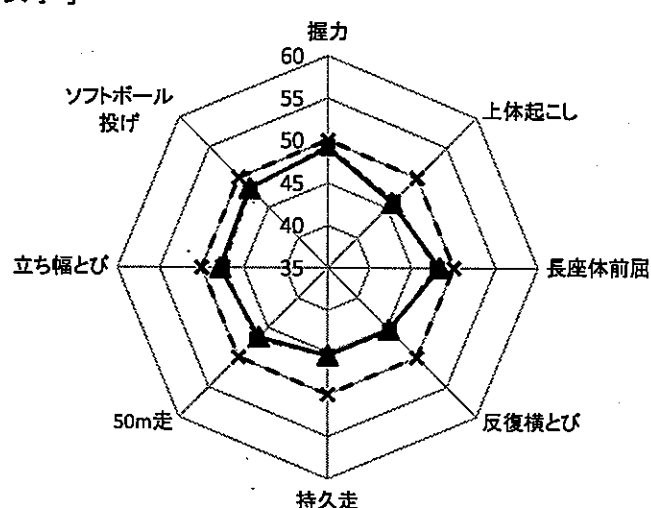
【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕



〔女子〕



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、レーダーチャートに加え、次ページに示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例」を参考とし、

- ・成果が表れているデータ
- ・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。

(基本フォーマットに加えて掲載するデータ例)を作成)

【分析】

実技	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	※実技及び質問紙調査の関連から考えられる分析 (記載できる場合のみ)
生徒質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組(特に市町村内に1校の場合)	

【●●市(町村)の体力向上策】

道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

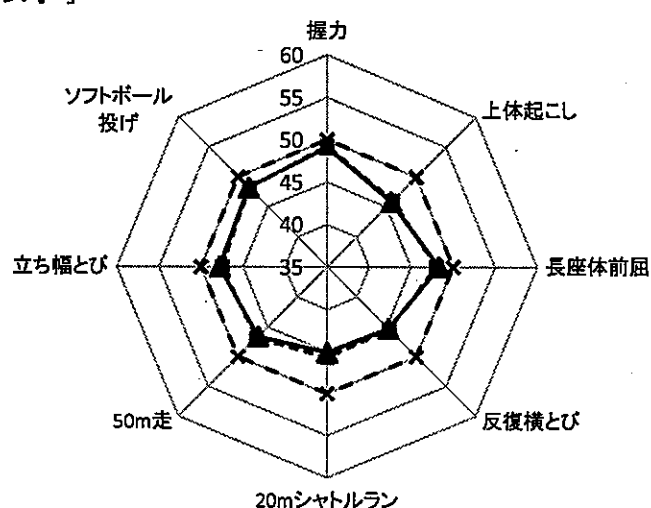
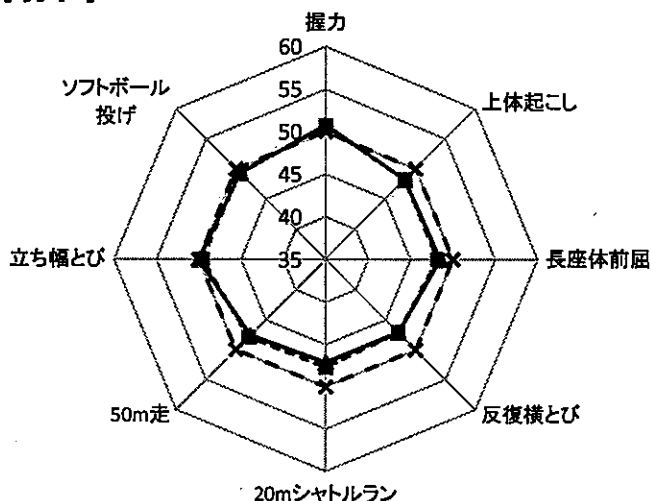
■ ●●市(町村)内中学校の状況及び体力向上策(学校数:●校、生徒数:●名)

【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕

〔女子〕



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、レーダーチャートに加え、次ページに示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例」を参考とし、

- ・成果が表れているデータ
- ・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。

(基本フォーマットに加えて掲載するデータ例)を作成)

【分析】

実技	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	※実技及び質問紙調査の関連から考えられる分析 (記載できる場合のみ)
生徒質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組(特に市町村内に1校の場合)	

【●●市(町村)の体力向上策】

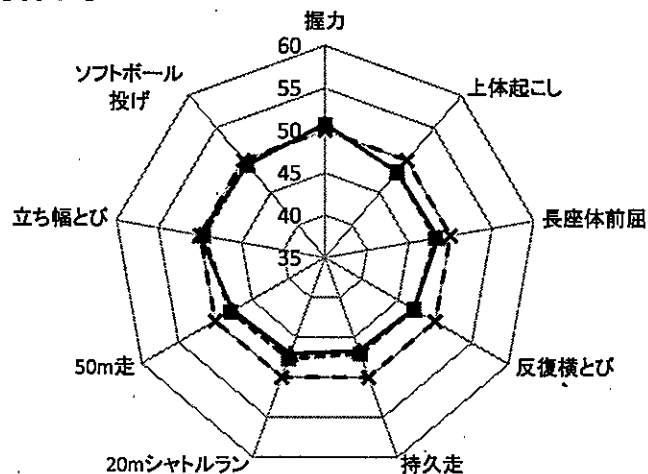
道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

■ ●●市(町村)内中学校の状況及び体力向上策(学校数:●校、生徒数:●名)

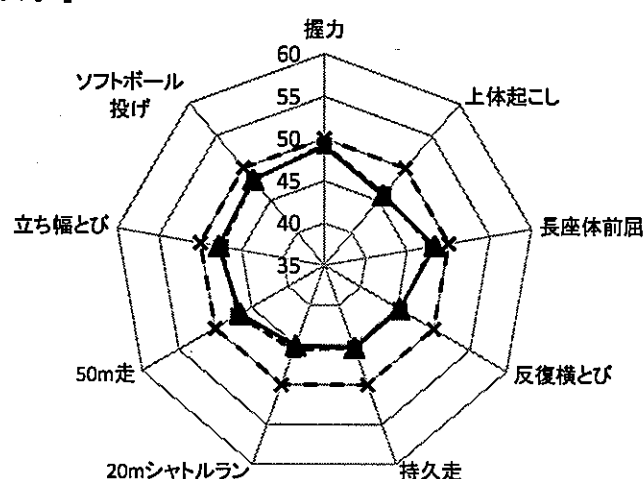
【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕



〔女子〕



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、レーダーチャートに加え、次ページに示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例」を参考とし、
 ・成果が表れているデータ
 ・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。
 (基本フォーマットに加えて掲載するデータ例)を作成)

【分析】

実技	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	※実技及び質問紙調査の関連から考えられる分析 (記載できる場合のみ)
生徒質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組(特に市町村内に1校の場合)	

【●●市(町村)の体力向上策】

「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例①

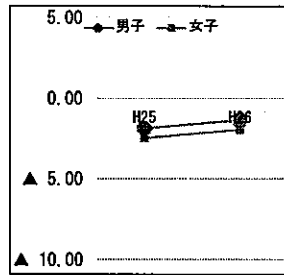
各種目等に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

実技

<市町村の体力合計点>

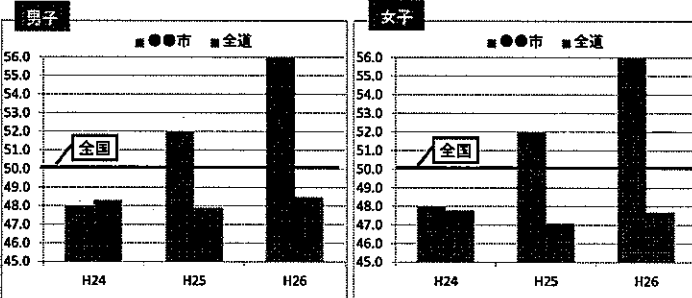
	男子	女子
体力合計点	52.54	53.04

<市町村の体力合計点の推移>

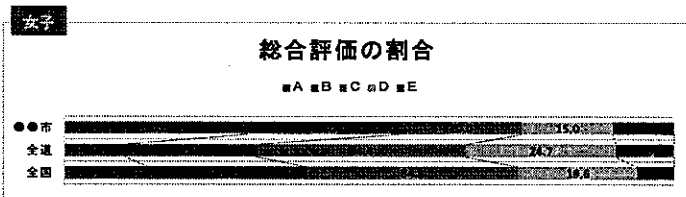
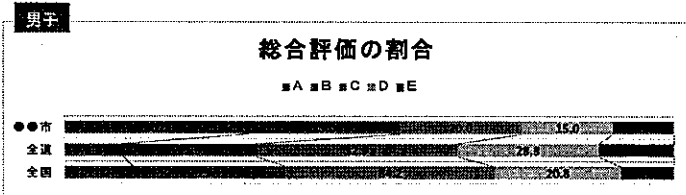


注「体力合計点-全国(公立)の体力合計点」の差を経年変化で示したグラフ

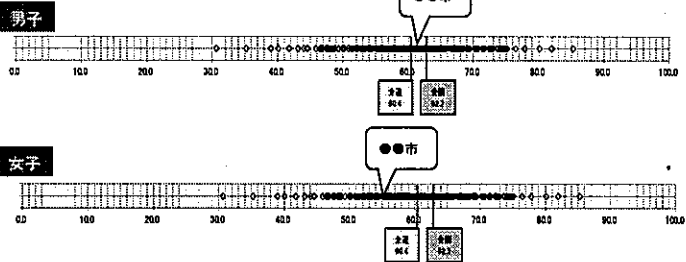
<体力合計点の全国との差(T得点)の推移>



<体力合計点総合評価の児童生徒の割合>

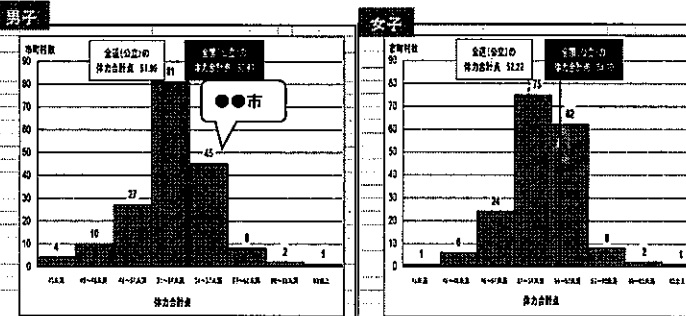


<体力合計点のばらつき>



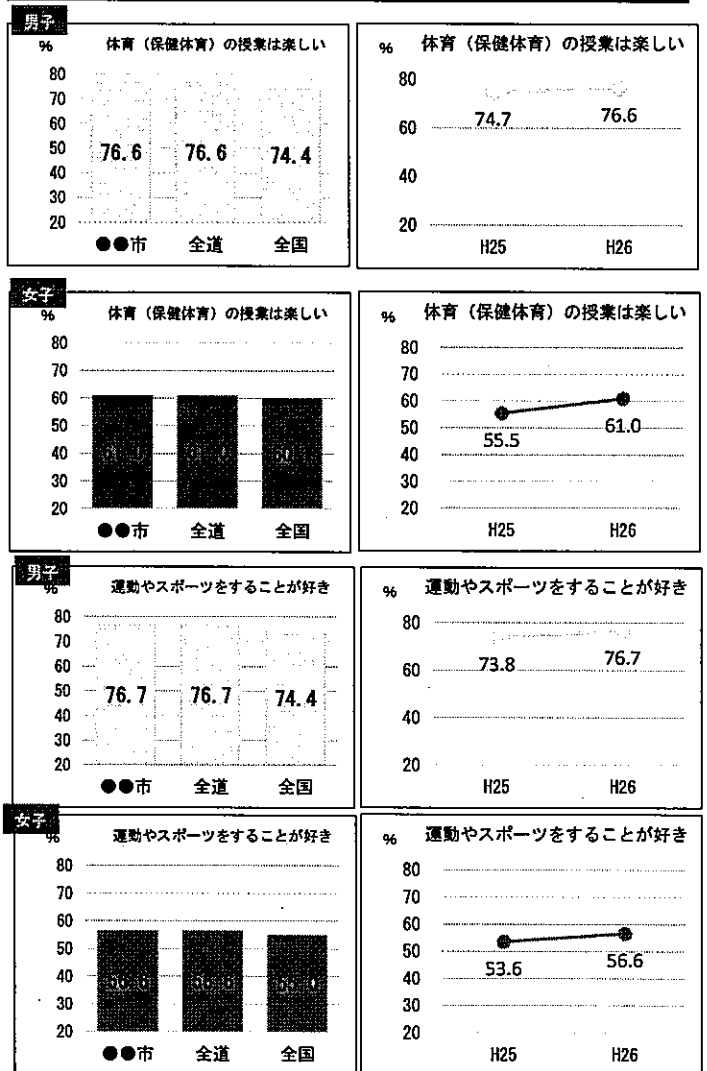
注) 全国の学校の体力合計点を1つのドットで表したものに、市町村の位置を示したグラフ

<体力合計点の度数分布>

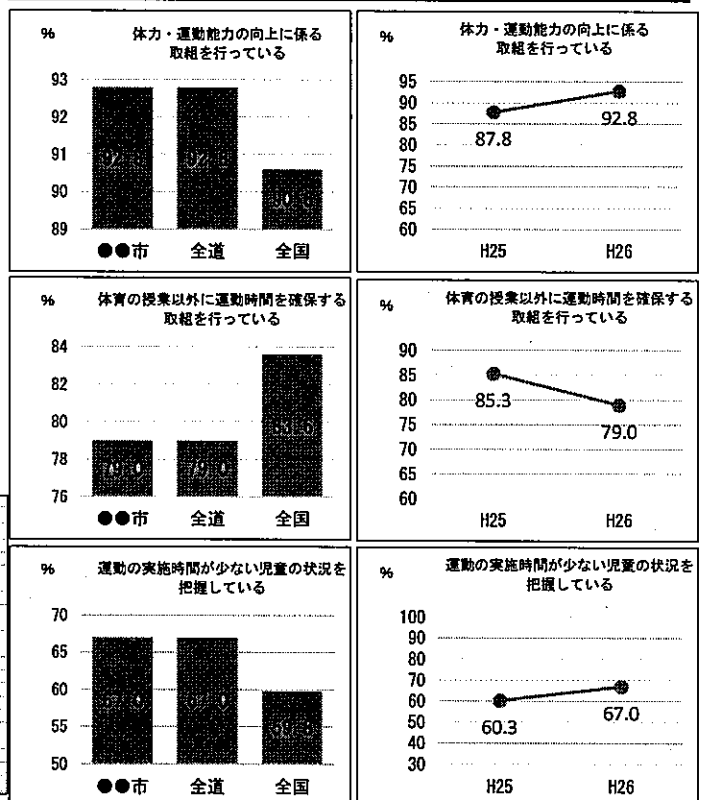


注) 179市町村の体力合計点を3ポイント刻みで示した棒グラフ

児童(生徒)質問紙



学校質問紙

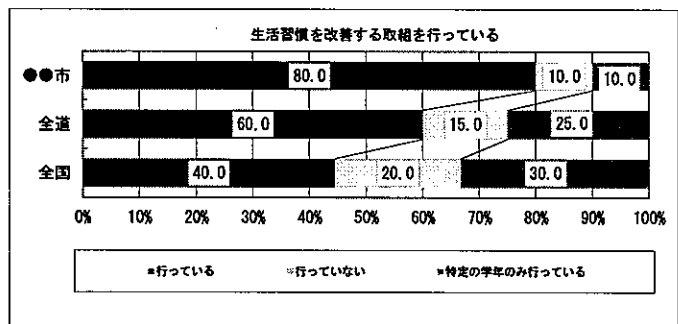
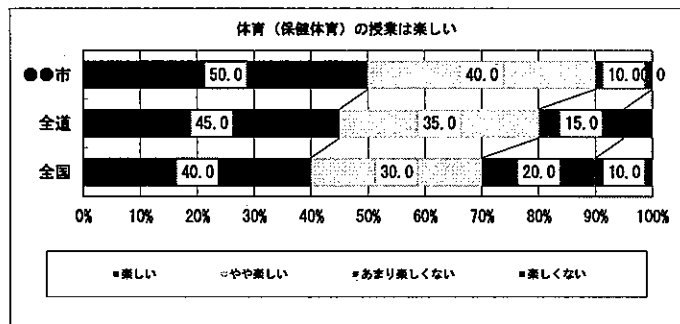
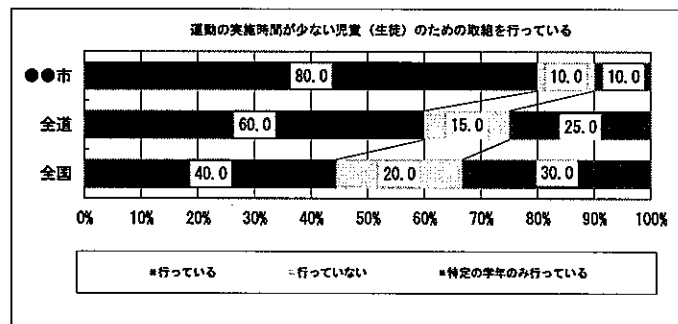
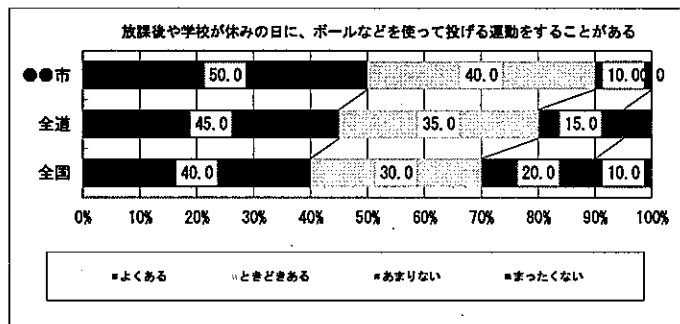
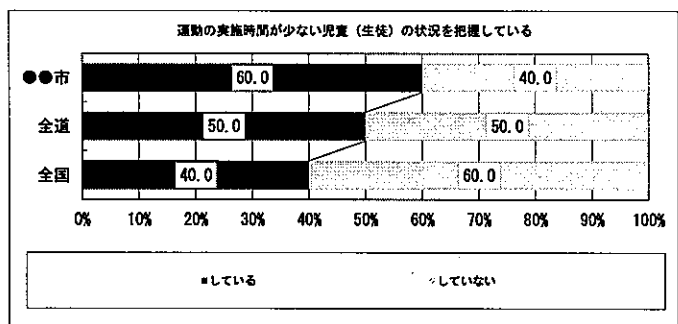
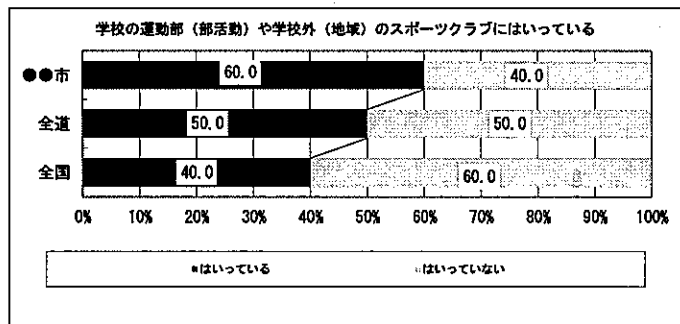
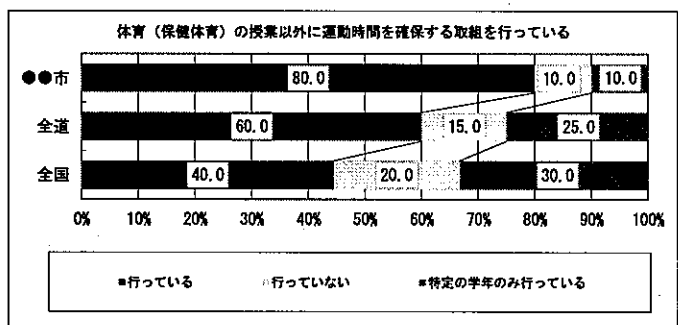
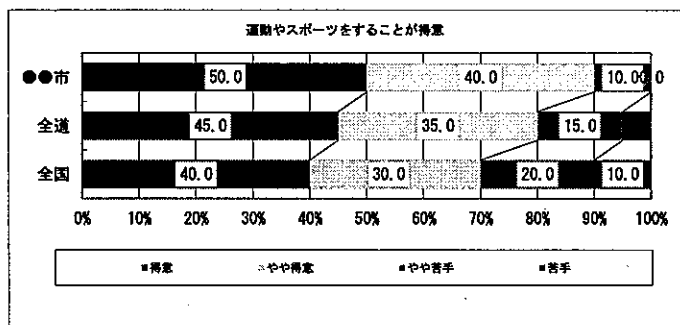
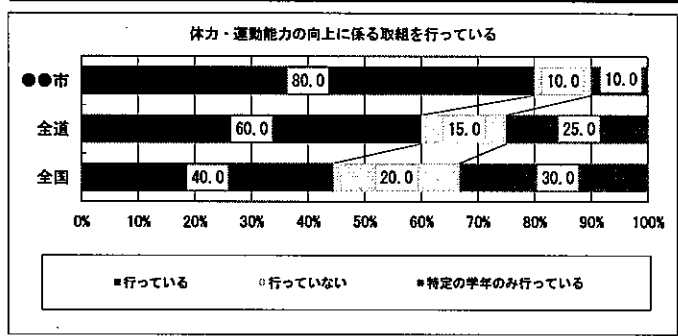
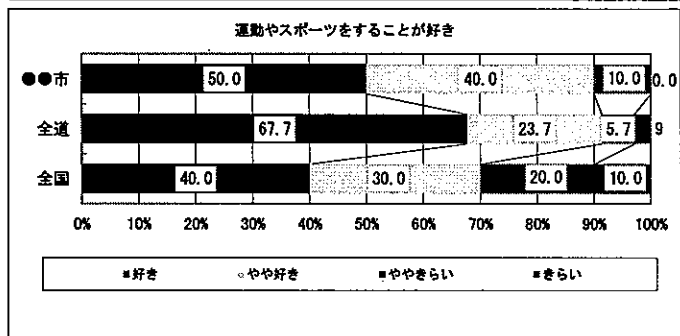


「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例②

質問紙の状況から特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

児童（生徒）質問紙

学校質問紙



事例1

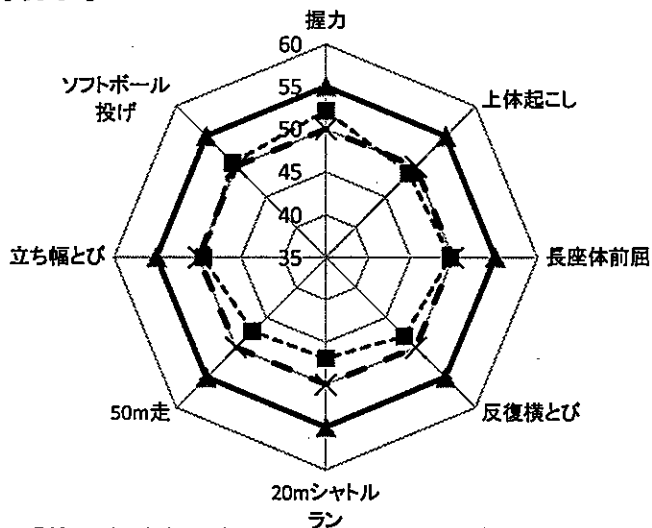
レーダーチャートに加え、体力合計点総合評価の児童(生徒)の割合に着目して、現状と改善策を説明する例

市(町村)内小(中)学校の状況及び体力向上策(学校数: 校、児童(生徒)数: 名)

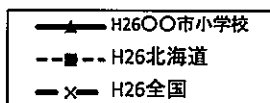
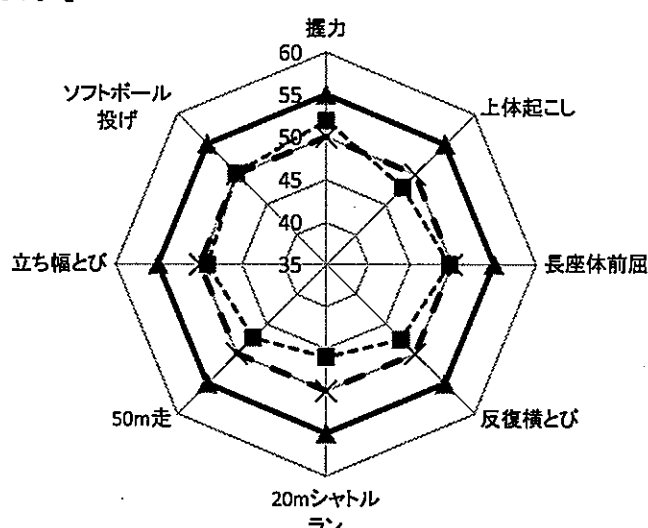
【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

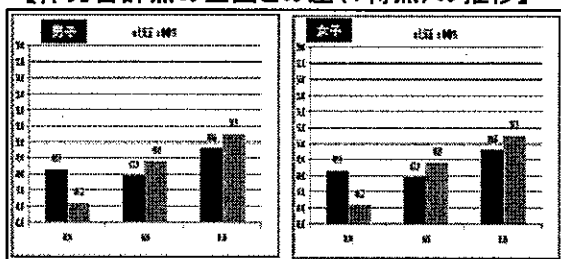
〔男子〕



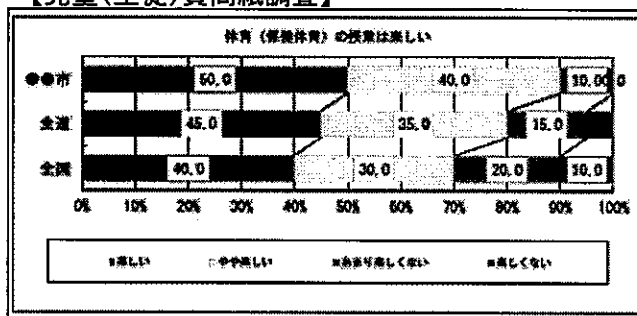
〔女子〕



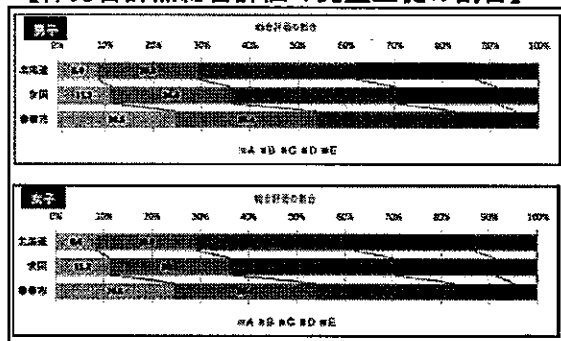
【体力合計点の全国との差(T得点)の推移】



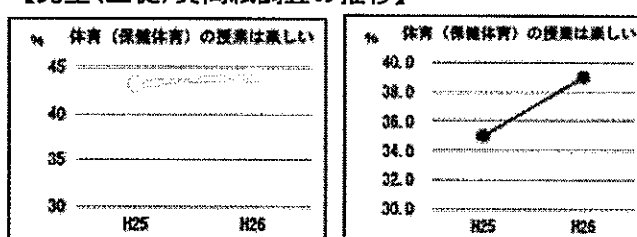
【児童(生徒)質問紙調査】



【体力合計点総合評価の児童生徒の割合】



【児童(生徒)質問紙調査の推移】



【分析】

実技	・体力合計点では、男女ともに○種目で全国平均を上回った ・総合評価のD・E層の児童の割合は男女ともに全国との差が少なくなった
児童(生徒)質問紙	・「体育の授業は楽しい」と回答した児童の割合は男女ともに増加傾向
学校質問紙	・「体育の授業以外に運動時間を確保する取組」を充実したことにより、体力合計点総合評価のD・E層の児童を減少させることができた

【市(町村)の体力向上策】

- ◎ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた学校全体での体力向上の取組の促進
- ◎ 社会教育を活用した運動をしない児童に対する運動機会の設定

事例2

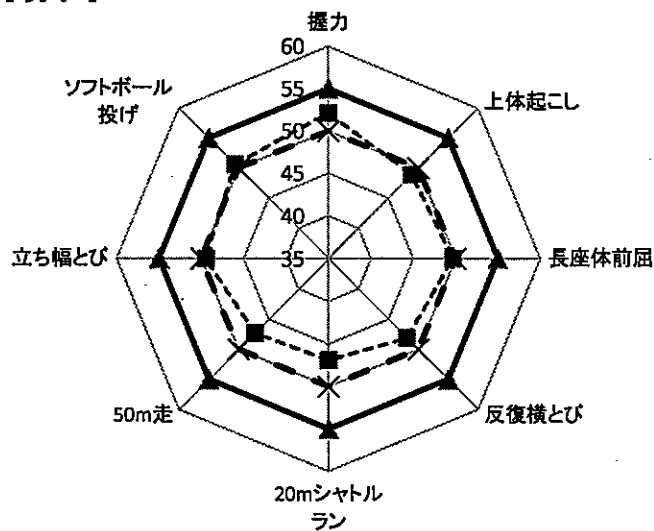
レーダーチャートに加え、体力合計点の推移の状況に着目して、現状と改善策を説明する例

市(町村)内小(中)学校の状況及び体力向上策(学校数: 校、児童(生徒)数: 名)

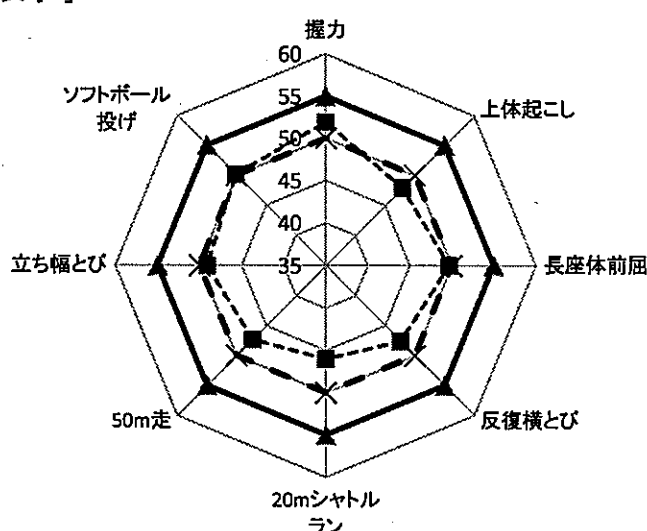
【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕



〔女子〕

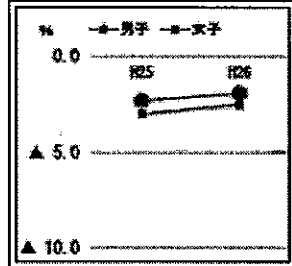


—●— H26〇〇市小学校
- - ■ - - H26北海道
... × ... H26全国

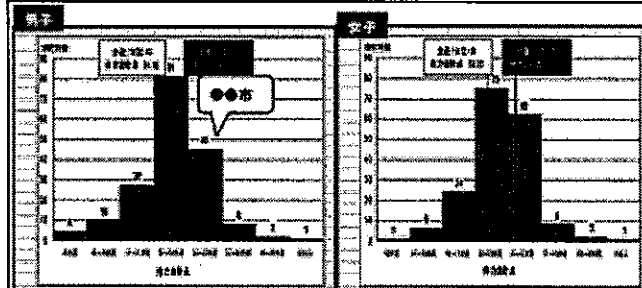
【市町村の体力合計点】

	男子	女子
体力合計点	53.55	54.66

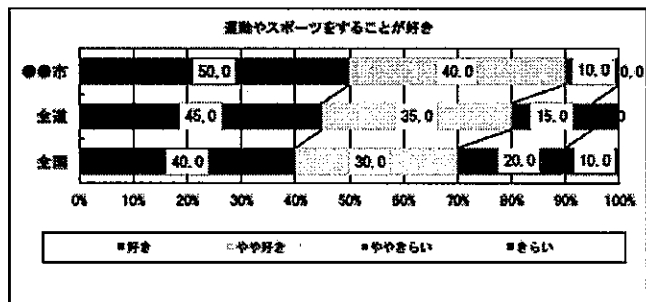
【市町村の体力合計点の推移】



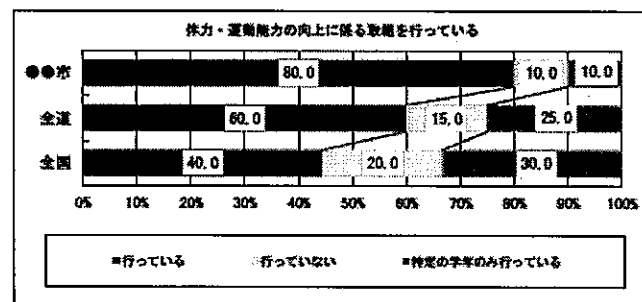
【体力合計点の度数分布】



【児童(生徒)質問紙調査】



【学校質問紙調査】



【分析】

実技	・体力合計点の推移では、男女ともに全国との差が縮小傾向 ・男子(女子)の～の種目では、全国平均を上回った	学校全体で体力・運動能力の向上に係る取組を充実させたことにより、体を動かすことが好きな児童が増加していると考えている。
児童(生徒)質問紙	・「運動やスポーツをすることが好き」な児童の割合が男女ともに全国(全道)平均を上回った	
学校質問紙	・学校においては、休み時間を利用して「どさん子元気」アップチャレンジに取り組むなど、体育の授業以外の運動時間を確保する取組に努めている	

【市(町村)の体力向上策】

- ◎ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実技種目の上位県で実施している取組の促進
- ◎ 休み時間や放課後など、体育の授業以外の運動時間を確保する取組の充実

<報告事項 1>

平成26年度 石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」 について (ほっかいどう学力向上推進事業「北海道の子どもたちの学力を考える会」共催)

1. 目的

市の教育目標の達成及び現代的教育課題を解決するため、専門的知識や実践的指導力など、教職員に求められる資質の向上を図る。

2. 主催

石狩市教育委員会 北海道教育庁石狩教育局 (共催：石狩教育研修センター)

3. 日時

平成26年12月25日(木) 13:00～16:00

4. 会場

石狩市花川北コミュニティセンター 1階ホール

(石狩市花川北3条2丁目198番地1 Tel: 0133-74-6525)

5. 対象

- ・教職経験8年以下の市内小中学校教諭
(ただし、養護教諭、栄養教諭、事務職員は除く。期限付教諭を含む)
- ・市内小中学校校長・教頭・主幹教諭・教諭(石狩管内含む)
- ・石狩管内公立小中学校在籍児童生徒保護者
- ・市内住民
- ・石狩管内市町村教育委員会担当者

6. 内容

①説明・学力向上の取組について

- ・家庭での学習習慣を含めた望ましい生活習慣の重要性や課題について
～平成26年度全国学力・学習状況調査の結果を含む
＜石狩教育局教育支援課＞

②実践発表・学力向上に成果を上げている学校の取組の発表

＜学校へ依頼中＞

③パネルディスカッション

- ・テーマ「学校・家庭・地域が一体となった子どもの学力の向上に向けた取り組みについて」
＜コーディネーター、パネリスト 選定中＞

12:40 13:00 13:15

13:45

14:45 14:55

16:00

受付	開 会 式	説明	実践発表	休 憩	パネルディスカッション	閉 会
		・学力向上の取組について ・家庭での学習習慣を含めた望ましい生活習慣の重要性や課題について	・学力向上に成果を上げている学校の取組の発表		テーマ「学校・家庭・地域が一体となった子どもの学力の向上に向けた取り組みについて」	